

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

実施担当及び関係機関：全班、県（全部局）、防災関係機関

1 市の活動組織

(1) 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、各機関の実施する災害復旧の連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置及び解散

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。市長は、市の地域内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

- 1 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 県内に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。

② 災害対策本部室の設置場所

市役所4階災害対策本部室に設置する。ただし、被害状況により、市役所庁舎に設置できない場合、交流プラザ又はひとの駅さんぼんまつ等に設置する。

③ 災害対策本部の組織

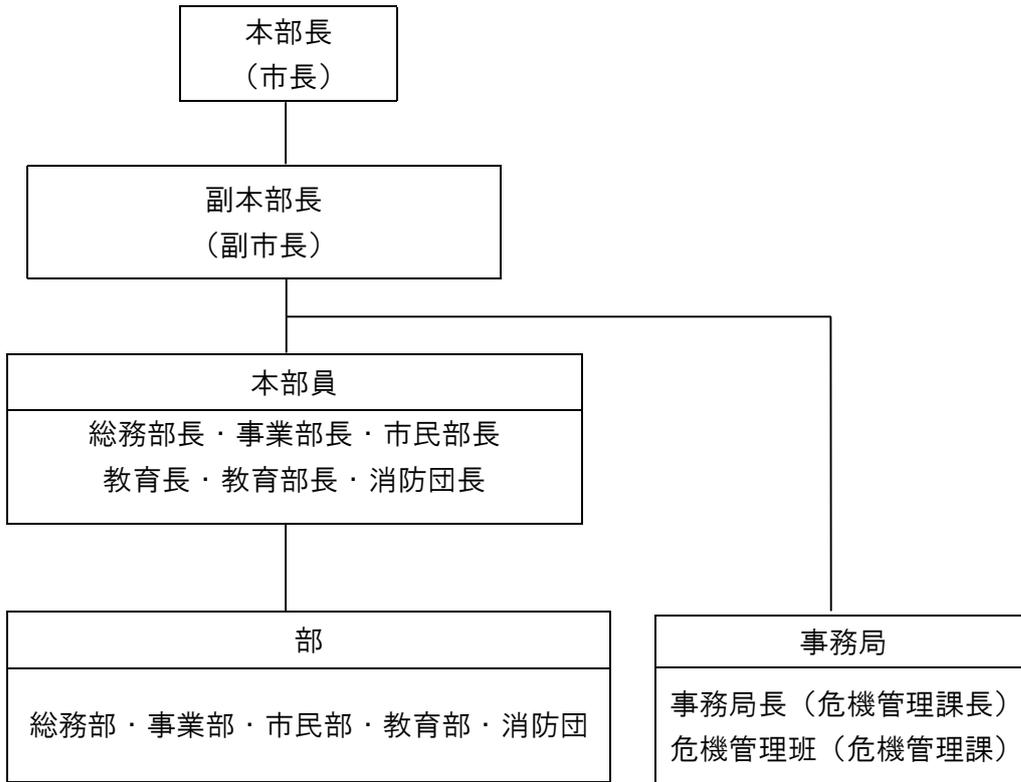
ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- a 第1順位 副市長
- b 第2順位 総務部長

- c 第3順位 事業部長
- d 第4順位 市民部長
- e 第5順位 危機管理課長
- イ 副本部長
副市長を副本部長とし、本部長を補佐する。
- ウ 本部員
 - a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
 - b 本部員は、総務部長、事業部長、市民部長、教育長、教育部長、消防団長をもって充てる。
- エ 本部会議
 - a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
 - b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
 - c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
 - d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。
- オ 本部事務局
 - a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は危機管理班とする。
 - b 事務局長は危機管理課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- カ 部
 - a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（総務部、事業部、市民部、教育部、消防団）を置き、部には班を置く。
 - b 各部各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。
 - c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、部長に事故あるときは、本部長の指名する当該部課長等の職にある者がその職務を代理する。
- キ 現地災害対策本部
本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。
 - ④ 災害対策本部の設置及び解散の通知等
災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、ホームページ、IP 告知放送端末、メール等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知する。
 - ⑤ 県との連携
県の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

【東かがわ市災害対策本部組織図】



【別表1 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務】

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
総務部 [総務部長]	危機管理班 [危機管理課長]	危機管理課 総務課 (秘書・人事グループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び解散、会議に関する事 2 本部長の命令及び指示の伝達に関する事 3 県本部及び市防災会議との連絡に関する事 4 各部及び部内各班との連絡調整に関する事 5 避難の勧告等に関する事 6 自衛隊派遣要請及び受入調整に関する事 7 県・他市町・その他関係機関等への報告及び要望要請に関する事 8 警察・消防本部との連絡に関する事 9 消防団との連絡調整に関する事 10 災害応急対策の総括及び調整に関する事 11 職員の動員及び調整に関する事 12 被害調査の総括に関する事 13 被災者に関する事（り災証明を含む。） 14 災害時における交通対策に関する事 15 行方不明者の捜索に関する事 16 自主防災組織に関する事 17 その他他の部に属さない事
	総務班 [総務課長]	総務課 (庶務・広報グループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する広報・情報の伝達に関する事 2 報道機関への対応（情報提供等）その他広報活動に関する事 3 食料の総合的調整に関する事 4 漂流物、拾得物に関する事 5 物品の購入保管、調達及び出納に関する事 6 帰宅困難者に関する事 7 他班の応援に関する事
	財務班 [財務課長]	財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況、災害応急対策実施状況に関する情報収集、取りまとめ、発信及びその総括に関する事 2 災害の応急費・復旧費その他災害関係の予算及び財政措置に関する事 3 電子計算システム、ネットワーク及びIP告知放送端末の災害応急対策に関する事 4 連絡用自動車の配備に関する事 5 被害調査の集計に関する事 6 他班の応援に関する事

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
	税 務 班 [税務課長]	税 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 2 市税減免に関すること 3 り災証明に関すること 4 総務部内の食料の調達に関すること 5 他班の応援に関すること
	人 権 推 進 班 [人権推進課長]	人 権 推 進 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること 2 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること 3 応援炊出しに関すること 4 他班の応援に関すること
	地 域 創 生 班 [地域創生課長]	地 域 創 生 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること 2 商工業関係等に対する災害応急対策及び災害調査並びに復旧計画に関すること 3 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること 4 工業団地への避難時の企業との連絡調整に関すること 5 観光及び旅行関係団体との連絡調整に関すること 6 観光客に対する災害応急対策に関すること 7 商工業に対するり災証明に関すること 8 旅行者等の帰宅困難者に関すること 9 入浴施設の調整に関すること 10 他班の応援に関すること
	議 会 事 務 班 [議会事務局長]	議 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会災害対策会議との連絡・連携等に関すること 2 市議会議員との連絡に関すること 3 被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、取りまとめ及び発信に関すること 4 他班の応援に関すること
	会 計 班 [会計課長]	会 計 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、取りまとめ及び発信に関すること 2 義援金の受入れに関すること 3 災害時における出納事務に関すること 4 他班の応援に関すること
	監 査 委 員 事 務 班 [監査委員事務局長]	監 査 委 員 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策用資材等の緊急調達の支援に関すること 2 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
市民部 [市民部長]	市民班 [市民課長]	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの照会、問い合わせ、要請等への窓口対応に関すること 2 来庁者の避難誘導、保護安全対策に関すること 3 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること 4 被害調査の取りまとめに関すること 5 他班の応援に関すること
	福祉班 [福祉課長]	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること 2 指定避難所及び福祉避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応及びその総括に関すること 3 要配慮者に関すること 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること 5 民生委員等社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること 6 ボランティア活動（東かがわ市社会福祉協議会との連絡調整を含む。）に関すること 7 義援金の配分に関すること 8 救援物資の調達、配分に関すること 9 災害救護資金の貸付けに関すること 10 代替住宅・応急仮設住宅に関すること 11 応援炊出しに関すること 12 遺体の収容及び検案に関すること 13 防疫に関すること 14 所管する施設（指定避難所含む）の被害状況の調査及び応急対策に関すること 15 部内各班の総括及び連絡調整に関すること 16 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
	保 健 班 [保健課長]	保 健 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関する事 2 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 3 感染症患者の収容及び防疫に関する事 4 救護班派遣及び応急救護所の設置に関する事 5 被災者の応急救護に関する事 6 被災者の健康・栄養指導に関する事 7 被災者の精神保健に関する事 8 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡・調整に関する事（遺体の処置含む） 9 食品衛生の指導に関する事 10 応援炊出しに関する事 11 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 12 他班の応援に関する事
	環 境 衛 生 班 [環境衛生課長]	環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する事 2 災害廃棄物の処理に関する事 3 遺体の処置、埋火葬に関する事 4 し尿、汚水等の汲み取りに関する事 5 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 6 臨時のゴミ集積場の確保に関する事 7 防疫に関する事（消毒剤の配布） 8 仮設トイレに関する事 9 愛玩動物に関する事 10 他班の応援に関する事
	介 護 保 険 班 [介護保険課長]	介 護 保 険 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関する事 2 高齢者の安全確保対策及び避難に関する事 3 介護保険施設との連絡調整に関する事 4 防疫に関する事 5 応援炊出しに関する事 6 他班の応援に関する事

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
事 業 部 [事業部長]	農 林 水 産 班 [農林水産課長]	農 林 水 産 課	1 事業部関係の被害状況、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関する事 2 農林水産施設等に対する災害応急対策及び災害調査（り災証明）並びに復旧計画に関する事 3 漁港施設の災害応急対策に関する事 4 排水対策に関する事 5 農業・漁業関係団体との連絡調整に関する事 6 家畜伝染病の予防防疫に関する事 7 山林関係の被害調査に関する事 8 災害対策のための労働力の確保に関する事 9 災害対策用船舶の確保に関する事 10 その他農林災害対策に関する事 11 事業部内の食料の調達に関する事 12 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 13 他班の応援に関する事
	建 設 班 [建設課長]	建 設 課	1 土木施設等の災害応急対策及び災害調査並びに復旧計画に関する事 2 道路及び橋梁の災害対策に関する事 3 河川、海岸、ダム等の災害応急対策に関する事 4 港湾施設の災害応急対策に関する事 5 都市施設の災害応急対策に関する事 6 交通安全施設の災害応急対策に関する事 7 交通管理者との連絡調整に関する事 8 公共土木施設の水防の総括に関する事 9 緊急海運施設の確保に関する事 10 緊急輸送路の確保に関する事 11 建設業協会への協力要請に関する事 12 住宅地から道路まで搬出された土砂の仮置き場までの運搬及びその処分に関する事 13 市営住宅の応急修理及び被害調査に関する事 14 応急仮設住宅建設に関する事 15 被災住宅の応急修理に関する事 16 被災住宅の応急危険度判定に関する事 17 建築用資材の調達及び斡旋に関する事 18 砂防施設の災害対策に関する事 19 山崩れ、崖崩れ等の災害対策に関する事 20 港湾区域の高潮対策に関する事 21 ダムについての情報に関する事

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
	建 設 班 [建設課長]	建 設 課	22 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること 23 部内各班の総括及び連絡調整に関すること 24 他班の応援に関すること
	上 下 水 道 班 [上下水道課長]	上 下 水 道 課	1 排水対策の総括に関すること 2 水道水の供給に関すること 3 下水道の広報に関すること 4 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること 5 下水道の修理復旧に関すること 6 下水道工事業者への協力要請に関すること 7 飲料水供給施設に関すること 8 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
教 育 部 [教育部長]	学 校 教 育 班 [学校教育課長]	学校教育課	1 教育委員会関係の被害情報及び災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること 2 児童・生徒の安全確保対策及び避難に関すること 3 児童・生徒の保健、衛生管理に関すること 4 児童・生徒の教育対策に関すること 5 児童・生徒の就学援助に関すること 6 児童・生徒の被害状況の調査に関すること 7 PTA 等教育関係団体の協力要請に関すること 8 教育関係救助見舞金品等の受付及び配布に関すること 9 教材教具の調達、指導に関すること 10 学校給食対策に関すること 11 指定避難者等に関する炊出しに関すること 12 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応・食料調達に関すること 13 部内各班の総括及び連絡調整に関すること 14 他班の応援に関すること
	生 涯 学 習 班 [生涯学習課長]	生涯学習課	1 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること 2 文化財の被害調査及び保全に関すること 3 社会教育関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること 4 社会教育関係団体及び体育関係団体との連絡調整に関すること 5 他班の応援に関すること
	子 育 て 支 援 班 [子育て支援課長]	子育て支援課	1 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること 2 乳幼児の安全確保対策及び避難に関すること 3 所管する施設の利用者の安全確保対策及び避難に関すること 4 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること 5 応援炊出しに関すること 6 他班の応援に関すること

消 防 団 [消防団長]	消 防 団 [方面隊長]	消 防 団	1 人命の保護及び救助に関すること 2 消防、水防その他の防災活動に関すること 3 災害情報の収集に関すること 4 危険箇所の警戒、防御に関すること 5 遺体の捜索に関すること 6 市民の避難及び立退き指示に関すること 7 被災地の警備に関すること
-----------------	-----------------	-------	--

- (注) 1 本表に記載されていない事項の分担はその都度本部長が定める。
2 状況によりその都度班員編成は一部変更する。
3 各出先機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事する。

(3) 職員の服務

- ① すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。
- ア 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
 - イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - エ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- ② 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。
- ア 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟し、市役所庁舎に参集すること。
 - イ 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
 - ウ 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部に連絡すること。
 - エ 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後、直ちにその内容を本部に報告すること。

(4) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震・津波の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	1 市内で震度4の揺れを観測したとき 2 県内に津波注意報が発表されたとき 3 その他市長が必要により指令したとき	情報連絡活動を主とし、状況により、第2次配備に円滑に移行し得る態勢とする。 ①総務部・危機管理班(指定する者)

第2次 配 備	1 市内で震度5弱又は震度5強の揺れを 観測したとき 2 県内に津波警報が発表されたとき 3 その他市長が必要により指令したとき	事態の推移に伴い速やかに、第3次 配備に切り替え得る態勢とする。 ①各部長、班長全員 ②総務部（指定する者） ③市民部（指定する者） ④事業部（指定する者） ⑤教育部（指定する者） ⑥消防団本部 ※第2次配備以外の職員は、自宅待 機とする。
第3次 配 備	1 市内で震度6弱以上の揺れを観測した とき 2 県内に大津波警報が発表されたとき 3 その他市長が必要により指令したとき	本部員及び各部班員をもって当たる もので、状況により直ちに活動が開始 できる完全な態勢とする。 ①全職員 ②消防団員

(2) 動員体制の確立

- ① 各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、庁内放送等及び職員安否確認メールにより、当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 勤務時間外において、動員体制をとる場合は、危機管理課長から関係所属長へ電話等で当該情報の内容を伝達する。

イ 関係所属長は、危機管理課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。

ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

エ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、危機管理班から本部員を通じて行い、本部員から各班長へ、各班長から班員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各班長は、班員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。このため、災害対策本部設置期間中は、毎日、各班長は、当日の動員可能者数を本部に報告する。

また、各班長は、他班の班員の応援を必要とする場合には、災害対策本部に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

【参考資料 1－1 東かがわ市防災会議条例】

【参考資料 1－2 東かがわ市防災会議運営要綱】

【参考資料 1－3 東かがわ市災害対策本部条例】

第2節 広域的応援計画

災害時において、市単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

実施担当及び関係機関：危機管理班・総務班、大川広域消防本部、県（危機管理課）、防災関係機関
--

1 市の応援等

市は、県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。なお、本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代理する。

(1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

① 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急措置の実施を要請する。

② 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

③ 市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する協力要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条に基づき行う。

(1) 県への応援要請連絡

市及び大川広域消防本部は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、市は、災害規模及び災害を考慮して、本市を管轄する大川広域消防本部の消防力及び県内の消防応

援では十分な体制をとることができないと判断したときは、速やかに県に連絡する。

ただし、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を県に対して報告する。

(2) 消防庁への応援要請

① 県は、市からの応援要請がない場合であっても、大川広域消防本部と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行う。

② 県は、消防庁から応援を決定した旨の通知を受けたときは、市及び大川広域消防本部及び代表消防機関に速やかに、その旨を連絡する。

(3) 被害状況等の報告

市は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告する。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

5 警察本部の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

6 高松海上保安部の対応

高松海上保安部は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保

応援等を要請した市及び大川広域消防本部は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

8 他市町等への応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模事前災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・市長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務を司る。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する市への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する市への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる市への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

【参考資料 2－ 1 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】

【参考資料 2－ 2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県）】

【参考資料 2－1 2 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）】

【参考資料 1 4－ 1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【参考資料 1 4－ 2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

【参考資料 1 5－ 2 災害報告取扱要領】

【参考資料 1 5－ 6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

【参考資料 1 5－ 9 防災関係機関連絡先一覧】

【参考資料 1 5－1 0 災害中間報告・災害確定報告】

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、県（危機管理課）、自衛隊

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

(1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。

(2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	NTT	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)
	防災行政無線	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、

自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示（緊急）等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

市は、派遣部隊を受入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるように努める。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

【参考資料 1 5 - 6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

第4節 地震・津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報又は津波注意報、地震及び津波に関する情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

実施担当及び関係機関：危機管理班、県（危機管理課）、高松地方気象台、高松海上保安部

1 大津波警報、津波警報等、津波及び地震に関する情報等

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区ごとに行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値での 発表	巨大地震 の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1m	(表記なし)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	---	----	--------	---

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等発表・解除時の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

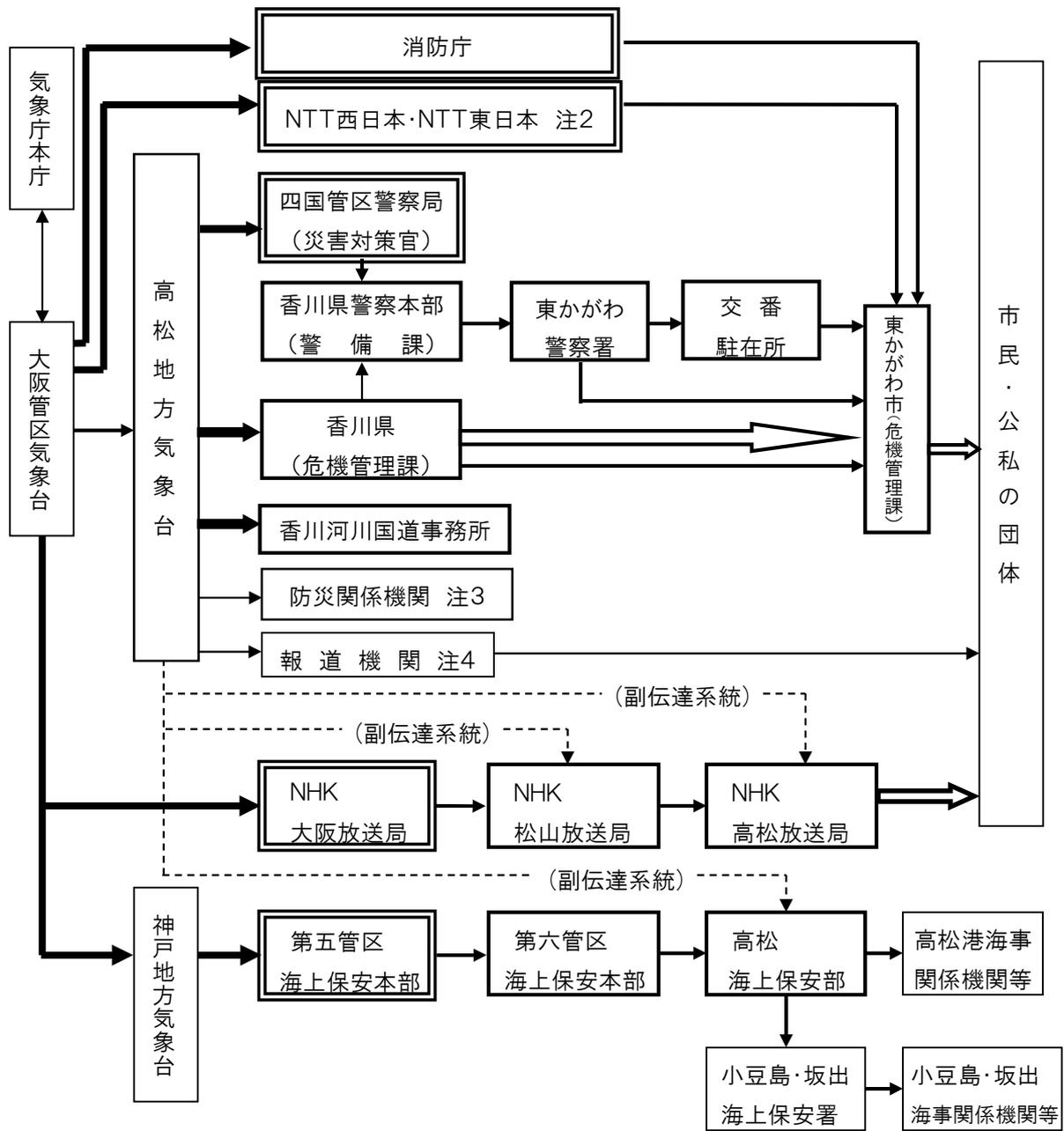
(2) 津波予報

高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

【津波警報・注意報の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
- 2 NTT 西日本・NTT 東日本へは、特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第 14 旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。
- 5 は、伝達中枢である。

(3) 地震に関する情報

① 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、気象庁本庁が発表する警報である。震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに緊急地震速報（予報）を発表する。気象庁本庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災行政無線等を通じて住民に伝達される。

高松地方気象台は、県や市町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前にこれから揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに注意が必要である。

市は、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

② 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

【地震情報の種類と内容】

情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表する。
震源に関する情報	震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。
震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した場合、あるいは震度2以下でも大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合は、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。津波予報（津波の心配がない場合）を含めて発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。津波予報（津波の心配がない場合）を含めて発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表する。
	地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」に含めて発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震災・震度に関する情報」に含めて発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市町名
香川県東部（カガワケントウブ）	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部（カガワケンセイブ）	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

【地震情報で用いる東かがわ市内の震度観測点】

地域名称	震度観測点名称	震度観測点所在地	観測機関
香川県東部	東かがわ市湊	東かがわ市湊 1847-1（東かがわ市役所本庁舎）	香川県
	東かがわ市引田	東かがわ市引田 513-1（東かがわ市役所引田庁舎）	香川県
	東かがわ市西村	東かがわ市西村 1510（東かがわ市立大川中学校）	気象庁
	東かがわ市南野	東かがわ市南野 103-1（相生コミュニティセンター）	防災科学技術研究所

③ 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度 4 以上が観測されたとき、香川県の沿岸に対し、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき、災害応急対策等に係る活動を支援するため特に必要があると認めるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

(4) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。

【津波情報の種類と内容】

情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は巨大地震の場合は「巨大」、「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」（VTSE41）に含まれる。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達されると予想される津波の到達予想時刻も発表する。また、震源要素も併せて発表する。
津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ① 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が

到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ② 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ③ ただし、沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

【沖合で観測された津波の最大波(観測地及び沿岸での推定値^(注))の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測地については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【津波情報の留意事項等】

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

ア 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

イ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

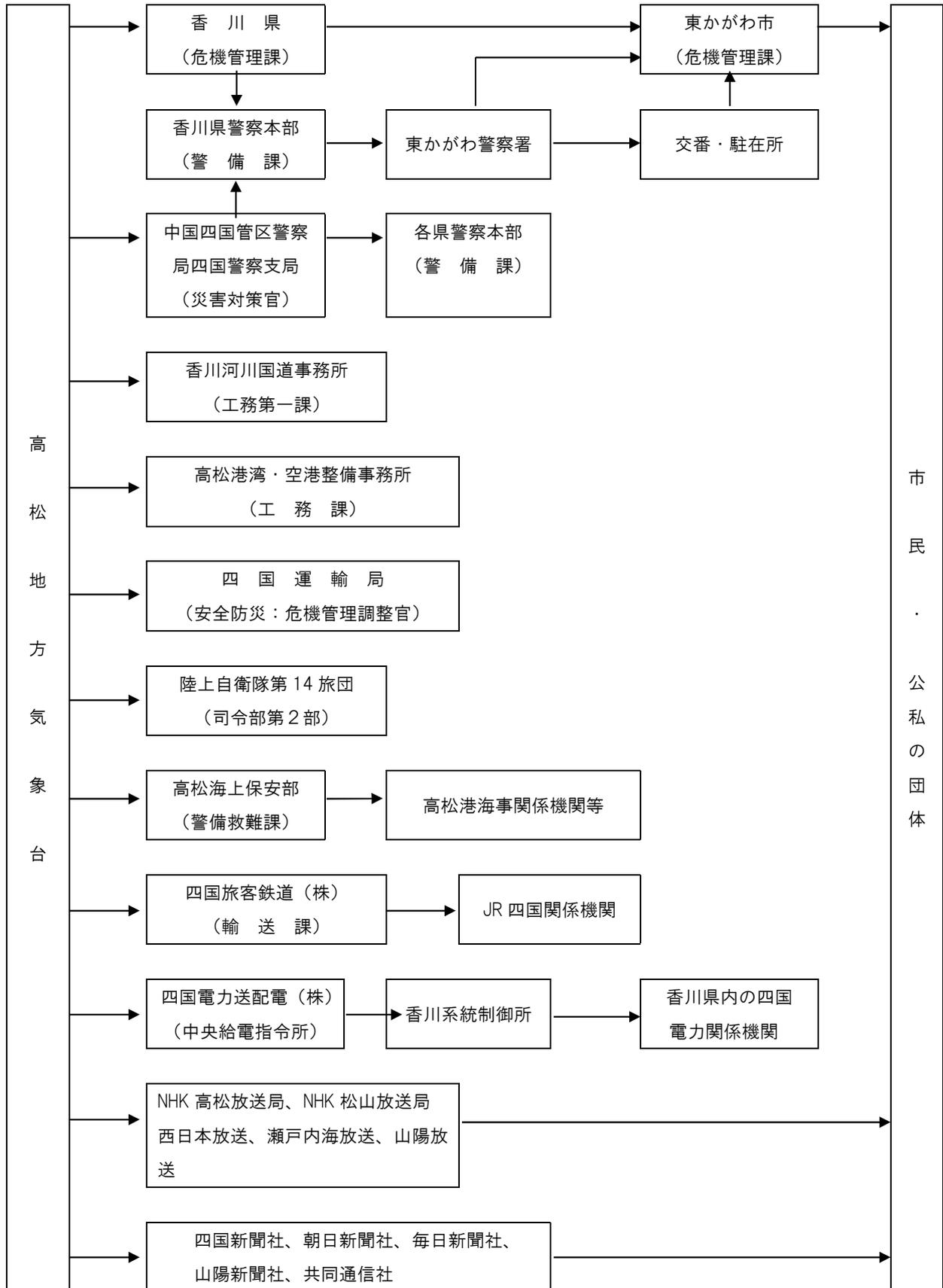
ア 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

イ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報で用いる津波観測点】

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所在地	所属
高松（高松検潮所）	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
坂出市与島港（与島検潮所）	坂出市与島町	港湾局
多度津港（多度津検潮所）	仲多度郡多度津町	港湾局

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



2 県の情報収集伝達体制等

- (1) 県は震度情報ネットワークシステムにより、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報等、地震及び津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により市及び消防本部へ一斉同報する。

3 関係機関の伝達

- (1) 警察は、津波警報等、地震及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 高松海上保安部は、津波警報等、地震及び津波に関する情報の通報を受けたときは、第六管区海上保安部、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、直ちに無線電話及び他の情報提供手段により航行船舶等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇等により港内在泊船、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

4 市民等への伝達等

- (1) 県は、津波警報等の通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。
- (2) 市は、津波警報等の通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市民等に対して、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、IP 告知放送端末、緊急速報メール、広報車等を活用し、周知するとともに、直ちに、市民、漁協、港湾関係者、海浜の遊客等に対して、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

5 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察もしくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けたときは、市は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、市民、団体等に周知する。

【参考資料 5－6 震度観測点】

【参考資料 5－8 防災行政無線による気象情報等伝達系統】

【参考資料 5－9 津波警報受信伝達系統表】

【参考資料 7－5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

【参考資料 7－6 香川県防災情報システム】

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集伝達し、情報の共有化を図る。

実施担当及び関係機関：全班、大川広域消防本部、県（危機管理課）、警察、防災関係機関

1 情報の収集伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

- ① 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、大川広域消防本部から119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 市は、各庁舎等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ④ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ⑤ 警察は、県警ヘリコプターのヘリテレ等の装備により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。
- ⑥ 県は、香川県防災情報員制度により、防災情報員に委嘱した住民からの情報を有効に活用し、被害状況を早期に把握する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況・ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む）内で行方不明者となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により、必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市、防災関係機関へ提供する。
- ③ 警察は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。
- ④ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて市及び県に連絡する。また市及び県は、備蓄の状況、医療的救助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- ⑤ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広

報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行う。

- ⑥ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。

- ② 市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査に当たっては、災害対策本部の各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

部	班	情報収集の事項
総務部	危機管理班	気象情報、地震情報等 水防、消防活動状況 避難所の開設状況と避難者状況 職員及び家族の被災状況、職員の参集状況
	総務班	人員、資機材の状況 各班からの情報収集
	財務班	被害状況調査のとりまとめ 市有施設の被災状況のとりまとめ 各種システムの被害状況 予算状況
	税務班	住宅等の被災状況
	人権推進班	所管施設の被災状況
	地域創生班	所管施設の被災状況 商工業施設の被災状況 観光客の被災状況
	議会事務班	他班の応援
	会計班	他班の応援 出納状況
	監査委員事務班	他班の応援
	市民部	市民班
福祉班		避難所の開設と避難者の状況 社会福祉施設等の被災状況 要配慮者の被災状況 ボランティア活動状況
保健班		医療施設の被災状況と開設状況 防疫・保健衛生の状況
環境衛生班		所管施設の被災状況 廃棄物等の発生、処理状況 防疫の状況
介護保険班		介護保険施設の被災状況 避難所の開設と避難者の状況 防疫の状況

事業部	農林水産班	所管施設の被災状況 農地、ため池、農林業施設の被災状況 農作物、家畜等の被災状況 山林の被災状況
	建設班	所管施設の被災状況 道路、河川等公共土木施設の被災状況 砂防、崖崩れ等の被災状況 交通規制等の状況 市営住宅の被災状況 被災建築物、被災住宅の危険度の判定状況
	上下水道班	所管施設の被災状況
教育部	学校教育班	児童・生徒等の被災状況 所管施設の被災状況
	生涯学習班	所管施設の被災状況 文化財の被災状況
	子育て支援班	園児等の被災状況 所管施設の被災状況
消防団	消防団	一般の被災状況 火災発生による被害状況 被災地の整備状況

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ② 危険物等に係る事故、原子力災害等

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落等による救急・救助事故等

(3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ② 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの等

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30~18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

3 被害の認定

市は、り災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

(1) り災証明書の交付

市は、災害が発生し、被災者から申請があったときは、速やかに、住宅の被害その他本市の定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付する。

(2) 実施体制の整備

市は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、県又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努める。

【参考資料 7－ 5 全国瞬時警報システム (J-ALERT)】

【参考資料 7－ 6 香川県防災情報システム】

【参考資料 15－ 1 火災・災害等速報要領】

【参考資料 15－ 2 災害報告取扱要領】

【参考資料 15－ 3 災害報告詳細系統図】

【参考資料 15－ 10 災害中間報告・災害確定報告】

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、市、県及び防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、財務班、県（危機管理課）、防災関係機関

1 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。また、市は、市防災行政無線及びIP告知放送端末、緊急速報メール等を利用して、市民へ災害情報等を積極的に提供する。

(1) 県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県庁統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市又は出先機関との間に直通電話を開設する。

(2) 香川県防災情報システムの運用

市、県及び防災関係機関は、香川県防災情報システムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本（株）香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、ほかの機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線電話が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、県と市との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保する。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図る。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図る。

(8) アマチュア無線の活用

市は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 市防災行政無線の運用

市は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

② 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、防災行政無線（移動系）を使用する。

(10) IP 告知放送端末の利用

市は、IP 告知放送端末を利用して、市民等への災害情報を積極的に提供する。

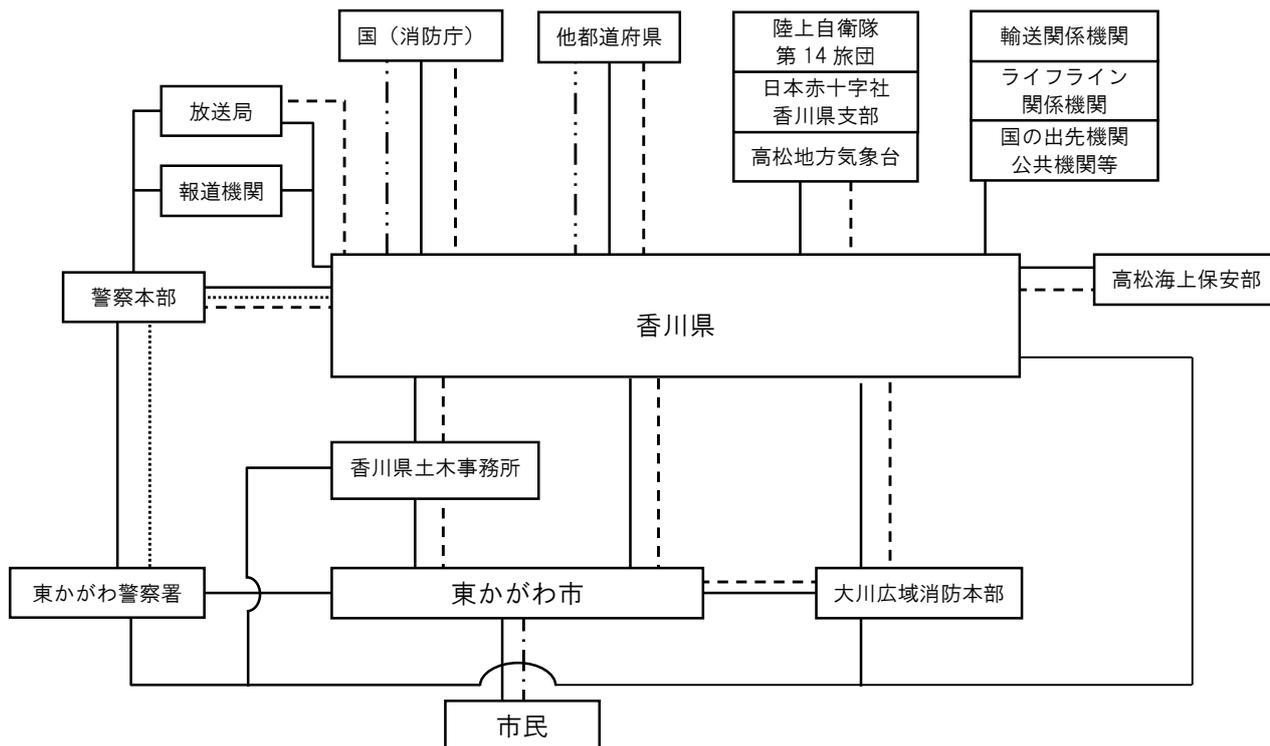
(11) メール配信サービス等の利用

市は、メール配信サービスや緊急速報メールを利用して、メールで市民等への災害情報を積極的に提供する

(12) 通信設備の優先利用等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難のための立退きの勧告や指示、又は屋内での待機等の安全確保措置を指示する場合、電気通信設備を優先的に利用する。

【災害時通信連絡系統図】



【凡例】

- 電話・FAX（一般のNTT回線）
- 県防災行政無線（NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線）
- · - · - · - · - · 消防防災無線（消防庁等と都道府県を結ぶ回線）
- 警察電話（警察の専用回線）
- · - · - · - · - 市防災行政無線・IP告知放送端末・メール配信サービス

【参考資料 2-3 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）】

【参考資料 7-1 東かがわ市防災行政無線通信施設】

【参考資料 7-5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

【参考資料 7-6 香川県防災情報システム】

【参考資料 7-7 災害対策用無線機無償貸与制度】

【参考資料 7-8 災害対策用移動電源車貸与制度】

【参考資料 7-9 香川県地方通信ルート】

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるために、市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

市民、自主防災組織及び事業者は、県、市、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理課、総務班、財務班、県（危機管理課）、防災関係機関

1 被災者等への広報活動

(1) 市の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、市民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ウ 避難勧告等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- エ 応急救護所開設状況
- オ 給食、給水等実施状況
- カ 二次災害の危険性に関する情報
- キ 安否情報
- ク 道路交通、交通機関に関する事項
- ケ 電気、ガス、水道等の供給状況
- コ 一般的な市民生活に関する情報
- サ 民心の安定に関する事項
- シ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ス 被災者生活支援に関する情報
- セ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ア 報道機関による広報
 - ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- イ ヘリコプター、広報者等による広報
- ウ 広報車等による広報及び避難所への広報担当者の派遣
- エ 広報紙誌、ポスター等の配布及び掲示
- オ 自治会、自主防災組織等を通じたの連絡
- カ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- キ レアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ク 防災アプリ
- ケ その他

日本道路交通情報センター等に対して、市民等への情報提供を依頼する。

(2) 県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、市民に関係ある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ウ 二次災害の危険性に関する情報
- エ 安否情報
- オ 道路交通、交通機関に関する事項
- カ 民心の安定に関する事項
- キ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ア 報道機関による広報
 - ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- イ ヘリコプター、広報車等による広報
- ウ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- エ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- オ リアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- カ 防災アプリ
- キ その他

日本道路交通情報センター等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

(3) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など市民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地市民の要望事項を把握するとともに、市民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市庁舎、出張所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。なお、市及び県は、被災者の安否に関する情報について照会がある場合、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障をおよぼさない範囲で回答する。

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、福祉班、保健班、環境衛生班、県（健康福祉総務課）

1 適用基準

東かがわ市における災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家の滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住屋が半壊、半焼等著しく損傷した世帯に当たっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）が60世帯以上（人口30,000人以上～50,000人未満）であること。なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。
- (2) 県下の滅失世帯が1,000世帯以上であって、市における住家の滅失した世帯の数が30世帯以上であること。
- (3) 県下の滅失世帯が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- (1) 市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 災害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- (2) 市の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めるときは、県は直ちに救助を実施する。県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、市において実施するよう通知する。
- (3) 市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ② 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 被災した住宅の応急修理
 - ⑦ 学用品の給与
 - ⑧ 埋葬
 - ⑨ 遺死体の搜索及び処理
 - ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害をおよぼしているものの除去
- (2) 救助の種類及び内容
- ① 一般基準
災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。
 - ② 特別基準
一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、市の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。
- (3) 救助に必要な物資の供給等
- 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行う。

【参考資料 15-4 災害救助法による救助の種類及び内容】

【参考資料 15-5 被災者生活再建支援制度の概要】

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、保健班、消防団、自主防災組織、大川広域消防本部、県

(危機管理課)、警察、高松海上保安部、自衛隊

1 市及び大川広域消防本部の活動

- (1) 市及び大川広域消防本部は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市及び大川広域消防本部は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救助活動に関し、防災ヘリコプターを効果的に運用する。
- (2) 県は、市から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

3 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等に当たらせる。

4 高松海上保安部の活動

- (1) 高松海上保安部は、船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 市又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 市民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の市民等災害現場に居合わせた者が、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険がおよばない範囲で救助活動に当たる。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

実施担当及び関係機関：福祉班、保健班、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊、医療機関

1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 市は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき大川地区医師会に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた大川地区医師会等は医療救護班を編成し派遣する。
- ② 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMAT 指定医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）、香川県医師会災害医療チーム（JMAT 香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。
- ④ 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力する。
- ⑤ 県は、他県の DMAT 等の受入調整を行い、遠方からの DMAT 参集については空路参集を検討する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。
- ⑥ 県は、DMAT の活動と並行して、また、DMAT 活動の終了以降、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

（2）応急救護所の設置

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽傷者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び死体の検案
 - カ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重傷患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入れ及び処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検索
 - キ 医療救護活動の記録並びに市災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

【市内の救護病院】

病院名	所在地
香川県立白鳥病院	東かがわ市松原 963
医療法人社団聖心会 阪本病院	東かがわ市川東 103-1
医療法人社団雅友愛会 太田病院	東かがわ市三本松 1758

(2) 広域救護病院の医療救護

- ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行う。
- ② 広域救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の受入れ及び処置
 - ウ 市が救護病院を設置することが困難な場合における中等症患者の受入れ及び処置
 - エ 広域医療救護班の派遣
 - オ 県内医療搬送の支援
 - カ 死体の検索
 - キ 医療救護活動の記録並びに市災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援し、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送する。

- (1) 市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。

- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借上げ、海上搬送する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 県下全域での確保

- ① 県は、地震発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに不足するおそれのある医薬品及び救護用機材の品目とその保有数量を把握する。
- ② 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、医薬品卸業協会に供給を依頼する。また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対し協力を要請する。

(2) 救護所での確保

- ① 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用し、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請する。
- ② 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄用医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対して協力を要請する。

6 血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請する。
- ② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- ③ 採血車が出動した場合には、市民の献血が促進されるように、市は、市民に対して献血活動の広報を行う。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等による。
- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請する。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

市、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

- 【参考資料 2-1-4 災害時における医療救護活動に関する協定書 ((一社)大川地区医師会)】
- 【参考資料 2-1-5 災害時における医療救護活動に関する協定書 (大川歯科医師会)】
- 【参考資料 2-1-6 災害時における医療救護活動に関する協定書 (大川薬剤師会)】
- 【参考資料 8-1 香川県医療救護計画】
- 【参考資料 8-2 災害時の連絡調整体制】
- 【参考資料 8-3 標準備蓄医薬品等一覧】
- 【参考資料 8-4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】
- 【参考資料 8-5 災害時の血液の確保系統図】

第11節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、市民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課）、高松海上保安部

1 市及び大川広域消防本部の活動

- (1) 市及び大川広域消防本部は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し、消防活動を行う。
 - ① 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ② 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ④ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ⑤ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 市及び大川広域消防本部は、自らの消防力では対処できない場合は、香川県消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、大地震等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市又は消防機関に対して、消防相互応援の実施のほか、消防隊員の出動、災害用資機材の輸送その他の応援等の災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (2) 県は、市において被害状況等の把握が困難であると認めたときは、防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じて、警察、自衛隊等に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請しその状況を把握し、市に連絡する。
- (3) 県は、市から応援要請を求められたときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町に対する応援の指示をし、県内の消防力では対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して、緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。
- (4) 県は、市からの要請の有無にかかわらず、全県的な消防活動、救助活動を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町への応援指示を行う。
- (5) 県は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行う。

3 高松海上保安部の活動

高松海上保安部は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活

動を行う。また、港内等で船舶等の火災が発生したときは、消防機関と連携し消火活動を行う。

4 市民等の活動

- (1) 市民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 市民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- (3) 市は、災害時の出火防止、初期消火等に努めるよう、平常時から広報等を行い、市民等へ周知する。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

- 【参考資料 2-1 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】
- 【参考資料 2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】
- 【参考資料 2-8 広域消防相互応援協定書（鳴門市及び大川広域行政組合）】
- 【参考資料 6-1 大川広域消防本部現勢】
- 【参考資料 6-2 消防団現勢】
- 【参考資料 6-3 消防水利の現況】
- 【参考資料 6-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】
- 【参考資料 14-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】
- 【参考資料 14-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

第12節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。なお、国又は県が市に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たずに物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、財務班、建設班、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、西日本高速道路(株)、高松空港(株)

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

(1) 市は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。

(2) 市は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

(3) 県は、市から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保する。

- ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請
- ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
- ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請
- ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請

- (4) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。なお、自動車運送事業者に係るものにあつては、香川運輸支局を通じて措置する。
- (5) 高松空港事務所は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。
- (6) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
- (7) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 市民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県はあらかじめ指定する一次（広域）物資拠点等を、市はあらかじめ指定する二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行う。さらに、防災機能強化港の耐震強化岸壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に務める。

【臨時ヘリポート】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
とらまる公園	とらまる公園 多目的グラウンド	東かがわ市 西村1155番地	東かがわ市 教育委員会 (生涯学習課)	0879- 26-1238	N 34° 14' 24" E 134° 18' 59"	※1※2
引田南	引田運動広場	東かがわ市 引田991番地	東かがわ市 教育委員会 (生涯学習課)	0879- 33-7163	N 34° 12' 57" E 134° 23' 51"	※2
水主	東かがわ市水主	東かがわ市水主 1985番地1～7	長尾文男・ 大川自動車(株)	090-8973 -4069	N 34° 12' 49" E 134° 17' 44"	※2
湊川河川敷	湊川河川敷	東かがわ市湊 1301番地1地先	香川県長尾 土木事務所	0879 - 52 - 2585	N 34° 14' 37" E 134° 20' 59"	
讃岐化学	讃岐化学工業(株) 下段造成地	東かがわ市入野山 2048番地12	讃岐化学工業(株) 白鳥工場	0879- 27-2216	N 34° 12' 32" E 134° 17' 35"	
引田南駐車場	引田運動広場 駐車場	東かがわ市引田 959番地1	東かがわ市 教育委員会 (生涯学習課)	0879- 26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 48"	
瀬戸内パーク	佐川アドバンス(株) 瀬戸内パーク	東かがわ市 町田288番	佐川アドバンス(株) 瀬戸内パーク	0879-23- 0100	N 34° 14' 41" E 134° 18' 09"	

特記事項

- ※1 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外
- ※2 防災対応

【参考資料 2-4 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（東かがわ市建設業協会）】

【参考資料 2-6 災害時における物資等の輸送に関する協定書（（一社）香川県トラック協会大川支部）】

【参考資料 1 1-3 緊急輸送路図】

【参考資料 1 1-4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

【参考資料 1 1-5 異常気象時における道路通行規制基準】

【参考資料 1 1-6 異常気象時道路通行規制箇所図】

第13節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、建設班、県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課）、警察、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松航空(株)、高松海上保安部、西日本高速道路(株)

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。なお、県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しながら、あらかじめ計画し周知する。また、必要に応じ隣接する県の公安委員会との連絡調整を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、市、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- オ 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると

きは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請する。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去（火山災害における加山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転手がない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
- ③ 県は、道路管理者等である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間で緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届け出があった車両について、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。
この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2 海上交通の確保

(1) 情報収集

市は、県、高松海上保安部等防災関係機関と協力して、港湾等の被害情報、航路等の異常

の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

- ① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

なお、防災機能強化港の耐震岸壁の前面泊地について、沈船、漂流物等により岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去等ができるよう努める。

- ② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

- ① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 高松海上保安部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 高松海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- ⑥ 高松海上保安部、県及び市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じ、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定める。

3 航空輸送の確保

(1) 大阪航空局は、緊急用航空輸送を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 救急救助等に従事する消防防災、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航確保するため、他の航空機を含め高松空港の利用調整を行うことができる。
- ② 高松空港及び離着陸コース周辺において、公的航空機等と他の航空機との輻輳回避、衝突防止のため、臨時的緊急輸送ルート、待機空域の設定等飛行制限を行う。
- ③ 高松空港、近県の空港等と被災地のヘリコプター基地との間に、必要に応じて、緊急輸送ルートを設定し、それを確保するための飛行制限を行う。
- ④ 場外離着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応を行う。

(2) 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

(3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT

県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。

【参考資料 2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】

【参考資料 1 1-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

【参考資料 1 1-2 緊急通行車両事前届出申請要領】

【参考資料 1 1-3 緊急輸送路図】

【参考資料 1 1-4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

【参考資料 1 1-5 異常気象時における道路通行規制基準】

【参考資料 1 1-6 異常気象時道路通行規制箇所図】

【参考資料 1 4-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【参考資料 1 4-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

第14節 避難計画

災害時において、市民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示又は勧告を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、財務班、人権推進班、福祉班、保健班、学校教育班、生涯学習班、子育て支援班、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課）、警察、高松海上保安部、自衛隊

1 避難の勧告又は指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、次期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	避難のための立退きの指示(当該地区を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務施行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

3 避難勧告等の内容及び周知

(1) 市は、次の事項を明らかにして、市民等に避難勧告等の周知を行う。危険の切迫性に応じ

て避難勧告等の伝達文の内容を工夫するし、対象者にとるべき避難行動がわかるようにするなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- ④ 避難経路
- ⑤ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場所等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

- (2) 市が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する際は、防災行政無線、IP告知放送端末、広報車、県情報伝達システムを利用した防災情報メール、緊急速報メールのメールの配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、市民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。
- (3) 市は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。
- (4) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール）等を活用し、避難の勧告又は指示の情報を配信する。
- (5) 市は、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令中は、継続的な周知を図る。
- (6) 市民は、市が避難勧告又は避難指示（緊急）を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

4 避難誘導

- (1) 市は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の市民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織や自治会、職場、学校等の単位ごとに避難誘導を実施する。特に、高齢者、幼児、病人、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。なお、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導に当たる者の安全確保に努める。
- (2) 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

5 避難方法

市民は、次の事項に留意して避難を行う。

- (1) 津波が予想されるときは、一刻も早く、高台等へ避難する。
- (2) 地震の二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路を使い、避難所へ避難する。
- (3) 避難については災害に応じて、自治会等で定められた一時避難所又は広域避難場所へ避難する。一時避難所は自治会などで定め、災害に応じて緊急的に一時避難する場所、又は様子を見るため避難する場所であり、必要に応じて広域避難所に移動する。
- (4) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、自主防災会単位の集団で避難する。
- (5) 避難は、原則として徒歩で行う。自動車は、道路混雑の原因ともなるのでできるだけ利用せず、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 指定緊急避難場所の開設

- (1) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、避難しなければならない者を一時的に収容するため、災害の種類ごとに指定した指定緊急避難場所を速やかに開設する。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (2) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、指定緊急避難場所を開設したときは、速やかに市民等にその場所等を周知するとともに、避難すべき者を誘導する。
- (3) 市民は、災害の種類や状況により開設を待たずに指定緊急避難場所に避難することもできる。

7 指定避難所の開設

- (1) 市は、被災者が一定期間滞在するため一定の生活環境が確保された指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (2) 市は、災害が発生した場合に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げするなど、多様な避難所の確保に努める。
- (3) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。なお、避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

8 指定避難所の運営

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、指定避難所を運営す

る。その際には、あらかじめ、施設の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

- (2) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみを受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員・福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- (4) 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得られるよう努める。なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。
- (5) 指定避難所の運営に当たっては、照明、換気、食事の状況、トイレの設置状況等の生活環境や各種情報の伝達に留意する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、栄養管理士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
特に、高齢者、障がい者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。
- (6) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (8) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

9 指定避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

10 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。なお、県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を被災市町に代わって行い、また、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行う。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行う。

【参考資料 2-17 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）香東園】

【参考資料 2-18 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）三本松福祉会】

【参考資料 2-19 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）恵愛福祉事業団】

【参考資料 2-20 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）祐正福祉会】

【参考資料 2-21 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）瑞祥会】

【参考資料 12-1 広域避難所一覧】

【参考資料 12-2 避難情報発令の判断基準】

第15節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災者のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

**実施担当及び関係機関：危機管班、総務班、福祉班、農林水産班、学校教育班、子育て支援班、
県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊**

1 食料の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、災害発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、必要に応じ、又は市から要請があったとき、又は緊急を要し市からの要請を待つかとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (4) 県は一次（広域）物資拠点を、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。
- (5) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (6) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。
- (7) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (8) 県は、必要に応じて、農林水産省（本省）に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。

2 炊出しその他による食料の供給

(1) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品等

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

④ 飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(3) 炊出しの実施

① 市は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

② 市は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、市から要請があれば、次の措置を行う。

ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。

イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。

エ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。

オ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。

カ 指定避難所等における炊出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。

キ 自衛隊に対して派遣要請を行う。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【参考資料 2-5 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング㈱）】

【参考資料 2-9 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）】

【参考資料 2-24 災害時における食糧の供給に関する協定書（東かがわ市農業経営者協議会）】

【参考資料 2-25 災害時における LP ガス等の調達に関する協定書（香川県 LP ガス協会大川支部）】

【参考資料 10-1 生活必需物資等の調達方法】

【参考資料 10-2 緊急物資の備蓄マニュアル】

【参考資料 10-3 災害時における応急給水機器保有状況】

第16節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災者のニーズに応じて、飲料水及び生活水の供給を行う。なお、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市、水道事業者が行う。

**実施担当及び関係機関：危機管理班、上下水道班、県（水資源対策課、環境管理課）、香川県
広域水道企業団、(公社)日本水道協会香川県支部**

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して基準量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 市民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(公社)日本水道協会香川県支部に対して応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の給水活動を行う。
 - ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (3) 市は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、車中泊避難者等に対しても供給されるよう努める。

【参考資料 2-7 災害時における応急復旧の実施に関する協定書（東かがわ市設備協会）】

【参考資料 10-3 災害時における応急給水機器保有状況】

第17節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災者のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、福祉班、県（健康福祉総務課、経営支援課）

1 生活必需品等の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、災害発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、県内市町における備蓄量について、上記と同様に把握する。
- (4) 県は、市町から要請があったとき、又は、緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (5) 県は一次（広域）物資拠点、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。
- (6) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (7) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。
- (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (9) 市及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種 類	品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (3) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【参考資料 2-9 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コリ災害対策センター）】

【参考資料 10-1 生活必需物資等の調達方法】

【参考資料 10-2 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）】

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

実施組合及び関係機関：福祉班、保健班、環境衛生班、県（健康福祉総務課、障害福祉課、業務感染症対策課、生活衛生課、保健所）

1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 市は、県が感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、感染症法に基づく県の指示により、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 市は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (6) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

- ① 市は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
 - ア 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - イ 助産師等による妊産婦への保健指導
 - ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、慢性疾患患者等への健康相談
 - エ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア
- ② 県は、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。
- ③ 市は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努め

る。

(2) 精神保健相談等

- ① 市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。
 - ア 精神障がい又は精神疾患で治療を受けている者
 - イ 子ども、妊産婦、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
 - ウ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
 - オ ボランティアなど救護活動に従事している者
 - カ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。
- ③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) 栄養相談等

- ① 市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。
 - ア 乳幼児、妊産婦、障がい者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
 - イ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
 - ウ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
 - エ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
 - オ その他必要な栄養相談・指導
- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

3 食品衛生対策

県は、市及び（公社）香川県食品衛生協会の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。
- (2) 炊出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき指導を行う。
 - ① 救援食品の衛生的取扱い

- ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときには、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市の協力を得て原因を究明する。

【参考資料9-1 防疫活動組織計画】

【参考資料9-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図】

【参考資料9-3 栄養相談・指導活動体系図】

【参考資料9-4 精神保健活動体系図】

第19節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、市民生活の確保を図る。

実施担当及び関係機関：環境衛生班、上下水道班、県（廃棄物対策課、建築指導課）

1 処理体制

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 県は、市が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 市民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、市民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、市民に周知徹底を行う。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、市民生活に支障がないよう必要に応じて速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、市民に周知を行う。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場にある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処

理する。

- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。
- (2) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。また、市町において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。
- (3) 市及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため、行動マニュアルを作成し、訓練等を通じて実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 市民への周知

市及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

5 損壊家屋の解体

- (1) 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。
- (2) 市及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【参考資料9-5 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針】

【参考資料9-6 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の仮置場予定場所】

【参考資料9-7 一般廃棄物処理施設】

【参考資料9-8 一般廃棄物収集運搬車両】

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施する。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

実施担当及び関係機関：福祉班、環境衛生班、消防団、県（危機管理課、生活衛生課）、警察、高松海上保安部

1 遺体の搜索

- (1) 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索に当たっては、警察、海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- (1) 市は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市、県及び指定公共機関等と密接に連携する。
- (3) 市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 市は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 市は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場の斡旋等について市から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。また、市から棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業組合等に協力を要請する。

【参考資料9－9 災害応急火葬・埋葬計画】

【参考資料9－10 火葬場・遺体収容場所】

第21節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

実施担当及び関係機関：福祉班、建設班、県（住宅課）

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、県と協議して、公共用地から優先して選定し、選定に当たっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

(6) 応急仮設住宅の管理

市は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理について県から委託された場合実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分配慮する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、もしくはこれに準ずる程度の

損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

(5) 体制の整備

県は住宅の応急修理に関する事務を円滑に行えるよう、建築職員の育成を図る。

3 障害物の除去

(1) 市は、住宅に土石、竹木等の障害物が運び込まれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊の協力を得て、応援を行う。

4 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産業者関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図る。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、市は県から会員業者の情報提供を受ける。また、市は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

【参考資料2-10 災害時における被災住宅の応急処理に関する協定(香川県建設労働組合大川支部)】

第22節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、消防団、自主防災組織、警察、高松海上保安部

1 陸上における防犯

(1) 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障がい者等の支援
- ④ 地域の安全確保

2 海上における防犯

高松海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ災害発生地域の周辺海域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行う。

第23節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童・生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童・生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

実施担当及び関係機関：教育委員会事務局、県（文化振興課、教育委員会）

1 児童・生徒等の安全確保

- (1) 市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童・生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて所管する教育委員会に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童・生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡をとり、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設及び設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設及び設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設及び設備の応急復旧を行う。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- (4) 指定避難所に指定されている施設においては、指定避難所の開設する旨の連絡があった場合には、指定避難所の開設準備に協力するため、学校の担当職員を定め、指定避難所開設に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童・生徒、教職員等の被災状況、学校施設及び設備の被害及び復旧状況、交通及び通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童・生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- ② 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童・生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童・生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 指定避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

市及び県は、被災した児童・生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた市は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行う。なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行う。

(3) 学校給食の実施

市は給食センターの指定管理者の協力を得て、災害協定に基づき、応急求職を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設及び設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

(1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

(2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。

(3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行う。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに生涯学習班を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、

被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、生涯学習班が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、生涯学習班を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

生涯学習班は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【参考資料 15-8 東かがわ市内の文化財一覧】

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

実施担当及び関係機関：総務班、福祉班、子育て支援班、保健班、環境衛生班、農林水産班、建設班、県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木管理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK 高松放送局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)

1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関及び団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、市、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- (3) 管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

市及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断される場合は、関係機関や市民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。また、津波の発生により走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じる。

9 空港施設

- (1) 高松空港事務所は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

10 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

11 廃棄物処理施設

- (1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置し電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。また、

廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

12 放送施設

- (1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、市、県等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や市民等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。また、市、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

13 海域関連施設

市は、津波等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう、県及び国と役割分担について連絡調整を行う。

【参考資料 2-4 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（東かがわ市建設業協会）】

【参考資料 2-11 災害時における情報交換及び支援に関する協定書（四国地方整備局）】

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

実施担当及び関係機関：総務班、上下水道班、県（下水道課）、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)四国支社、ソフトバンク(株)

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、今後の復旧見込みなどを周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲にわたって広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国(総務省)を通じて国の非常対策本部や被災地地方公共団体に協力を要請する。

3 水道施設

(1) 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、排水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行う。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

(2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて市民の生活への影響を考慮し、緊急度の高い指定避難所や医療機関は優先して行う。
- ⑤ 被害が甚大で広範囲におよぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

(3) 市及び県は水道事業者の復旧活動に必要なに応じて協力する。

(4) (独)水資源機構は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

(5) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

4 下水道施設

市は、災害が発生したとき、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

(1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。

(2) 管渠施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

(3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急普及を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じ

る。

(4) 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

【参考資料 2-7 災害時における応急復旧の実施に関する協定書（東かがわ市設備協会）】

【参考資料 2-22 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（香川県電気工業工業組合大川支部）】

【参考資料 2-23 災害時の協力に関する協定書（四国電力(株)）】

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

実施担当及び関係機関：農林水産班、県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 市、土地改良区及び県は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位低下に努める。
- (4) 市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) 各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 市及び香川県農業協同組合等農業団体は、県が災害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 市及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 市及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病害虫等の防除等の技術指導に協力する。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、

- 二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 市及び漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等に対して実施する
応急対策の指導助言に協力する。

第27節 二次災害防止対策計画

地震・津波発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、環境衛生班、建設班、農林水産班、県（環境管理課、みどり整備課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）、香川労働局

1 土砂災害対策

市及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて市民に周知する。

また、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

(1) 市及び県は、被災した建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物や宅地の使用制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

(2) 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかない。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努める。

(3) 県及び香川労働局は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる、石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、関係法令及び災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル等に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

3 高潮、波浪等の対策

市、県等は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

4 環境汚染への対策

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、必要に応じて、大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査を行うとともに、その結果に基づき、大気汚染、水質汚濁の発生源である事業者に対して、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるよう指導、助言を行う。また、必要に応じて、市を通じて、周辺地域の市民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第28節 危険物等災害対策計画

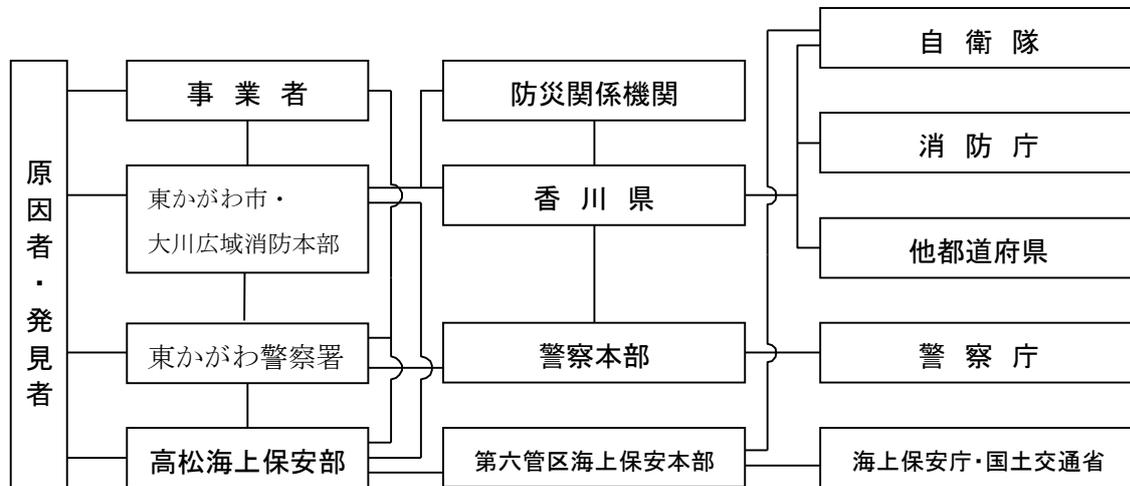
地震・津波により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、福祉班、保健班、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課、環境管理課、業務感染症対策課）、警察、中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部

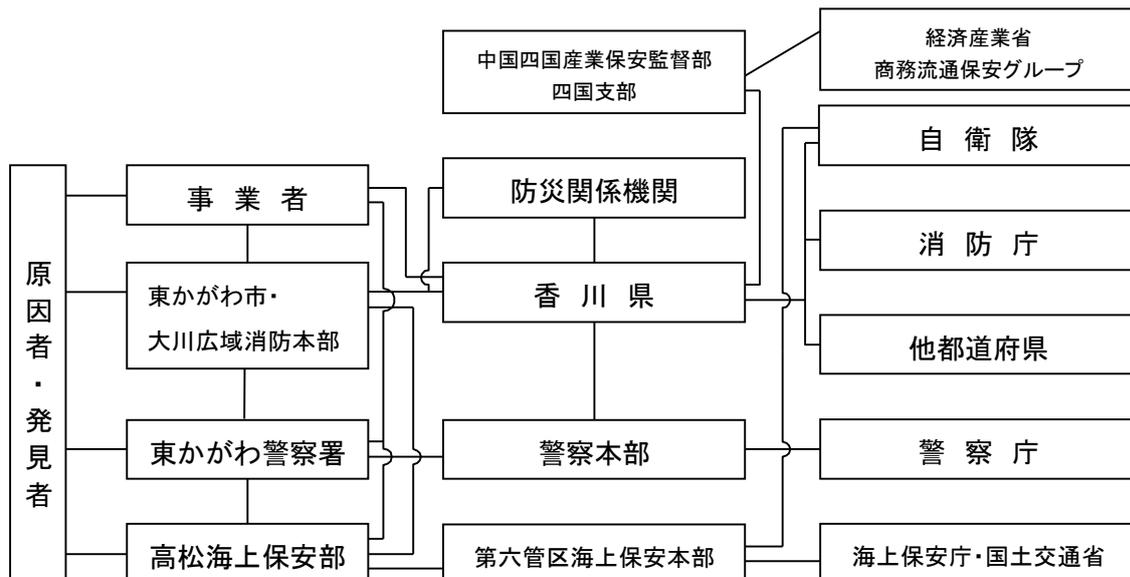
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



2 事業者の応急対策

- (1) 地震・津波発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 市の応急対策

- (1) 地震・津波により危険物等災害が発生したとき、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するとき、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したとき、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の市民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 県の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報

収集を行う。

5 警察の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、市民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

6 高松海上保安部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防機関が行う活動を支援する。
- (3) 安全確保のため、又は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 危険物等が海上に流出したときは、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者が必要な措置を講じていないときは、措置を講じるよう命じる。

7 香川労働局の応急対策

- (1) 地震・津波により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 労働災害発生の際の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避及び当該作業場所等へ関係者以外の立入ることを禁止するために必要な指導を行う。
- (3) 作業再開について労働災害防止のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。

8 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生した時は、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 高圧ガス施設等又は火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持又は災害の発生等の防止のため緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、企業に対し、保安上必要と認められる事項について、改善を指導する。

【参考資料4-1 危険物施設】

- 【参考資料 4-2 高圧ガス関係事業所】
- 【参考資料 4-3 火薬類関係営業者】
- 【参考資料 4-4 毒物劇物営業者】
- 【参考資料 4-5 毒物劇物製造所等の地震対策指針】

第29節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付け、調整等必要な支援活動を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、福祉班、東かがわ市社会福祉協議会、県（男女共同参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県社会福祉協議会

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、市と東かがわ市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉協議会内に「災害ボランティアセンター」を設置し、県及び香川県社会福祉協議会と連携するとともに、ボランティア活動の調整等を行う。
- (2) 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと被災した市町の社会福祉協議会等に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮する。
- (4) 市は、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに関係機関に情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティアセンターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受付け、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

災害ボランティアセンターの活動は、次のとおりとする。

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ① 災害ボランティア情報の収集、発信
 - ② ボランティアと県等との仲介、調整
 - ③ 活動資材の調整

- ④ 災害ボランティアセンターへの支援
 - ⑤ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 災害ボランティアセンターの主な役割
- ① 被災地のボランティアニーズの把握
 - ② 被災地へのボランティアの派遣
 - ③ ボランティア情報の収集、発信
 - ④ ボランティアと市等との連絡、調整
 - ⑤ ボランティアへの対応
 - ⑥ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第30節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市、県及び防災関係機関は、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生ずる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、総務班、財務班、市民班、福祉班、保健班、学校教育班、子育て支援班、消防団、社会福祉協議会、県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）
--

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策

- (1) 市は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。消防団は台帳等を活用し自力で避難することが困難で特別の支援を必要とする高齢者、障がい者等の緊急時の円滑かつ迅速な救援活動を図る。また、県は難病患者への対応のため、市と連携を図る。
- (2) 市は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車イス、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 市及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- (5) 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

2 児童対策

- (1) 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。
- (4) 県は、被災した児童等の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスカケアを行う。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 市は、外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。
- (5) 県は、市からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、市、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受け入れを行う。
- (2) 市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWATを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にDWATの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWATの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWATは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援
 - ⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

市及び県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 避難準備情報の伝達や、自主防災組織、民生児童委員等、市民の協力等による円滑かつ迅速な避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (8) 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

【参考資料 2-17 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）香東園】

【参考資料 2-18 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定（福）三本松福祉会】

【参考資料 2-19 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定（福）恵愛福祉事業団】

【参考資料 2-20 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定（福）祐正福祉会】

【参考資料 2-21 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（福）瑞祥会】

【参考資料 3-13 湊川浸水想定区域内の配慮者施設一覧】

第31節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所等に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

実施担当及び関係機関：環境衛生班、農林水産班、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所等へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれ役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、市は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第32節 水防等活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

実施担当及び関係機関：危機管理班、農林水産班、建設班、上下水道班、消防団、県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局

1 水防活動

- (1) 市及び県は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動について速やかに定める。
- (2) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市が行う水防のための活動に協力する。
- (3) 市は、津波災害の発生が予想されるときは、(1)で定める水防計画により水防体制をとる。
- (4) 河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- (5) 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。
- (6) 津波に係る水防活動に当たっては、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施する。

【参考資料3－1 河川重要水防区域】

【参考資料3－4 海岸・港湾・漁港重要水防区域】

【参考資料3－12 水門・ポンプ場・排水機場】

【参考資料5－3 潮位観測所】

【参考資料6－7 水防倉庫等一覧】